

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年11月8日

会議結果報告書

1 日時及び場所

平成29年11月8日（水）午前10時30分～
（午前）本庁舎3階会議室301、（午後）保健福祉センター2階検診室3

2 出席者

環境課 川上課長、鈴木主査、石田主任主事、石澤主事
都市計画課 中村課長

3 件名

「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・国のガイドラインからはみ出している点はあるのか。
→国のガイドラインに沿った形で策定することになっているので、その範囲内で策定している。

・このガイドラインによると、環境配慮書を提出する前に住民説明等が必要になってくるが、法的に問題ないのか。
→弁護士に法的問題がないか確認する。

【結論】

ガイドラインを策定する方向性は良いので、弁護士に確認するなど引き続き検討することとし、再度行政経営戦略会議に付議すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

別記

第1号様式その1（第4条第4項関係）

平成29年10月27日

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（環境建設部 環境課・都市計画課）

1 件名

「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の策定

2 目的

白井市内において、太陽光発電施設の設置に伴う周辺環境への影響等の問題が発生している。市独自のガイドラインの策定により、設置業者の事業内容を計画段階から把握できるようにするとともに、事業者が地域住民と良好な関係を構築し、周辺環境にも配慮して実施されるような仕組みを作るため。

3 効果

施設設置者が計画段階から、市及び近隣住民に対し事業計画及び事業内容を明確にし、近隣住民の安心安全を守り、生活環境等に配慮しながら実施することによりトラブルの防止や問題発生時に素早い対応が可能となる。

4 現状と課題

平成29年3月に資源エネルギー庁のガイドラインが示されたが、ガイドラインでは、市への届出は規定されていないため、市は情報を把握することができない状況にある。届出を制度化する必要がある。

5 対応

太陽光発電施設設置に係る市独自のガイドライン素案を作成し、環境審議会での審議、パブリックコメントを経て、太陽光発電施設設置に係る届出制度を創設する。届出制度については、まちづくり条例を活用する。

6 スケジュール

11/8 行政経営戦略会議、12/月上旬 環境審議会、1/下旬 パブリックコメント締切、3/中旬 環境審議会、まちづくり審議会（報告）4/1公表

7 関連情報

関係法令等	白井市まちづくり条例施行規則（一部改正）
関係課	都市計画課
予算措置	事業費 一般会計 4款1項4目 321,000円

白井市太陽光発電施設設置についての手続きの流れ

